

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県船橋市西浦二丁目16番1号

氏名 オリックス環境株式会社  
代表取締役 山下 英峰

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

船橋市長 松 戸 徹



許可の年月日 令和 5年5月11日

許可の有効年月日 令和11年2月 1日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

破碎、圧縮及び分離による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、(オ) がれき類、(カ) 金属くず

イ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず

ウ 分離による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず

(上記アからウのうち自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙の1のとおり。

## 3. 許可の条件

許可証別紙の2のとおり。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年	2月	2日	新規許可	
平成23年	2月	24日	変更届	(圧縮施設の追加)
平成23年	11月	25日	変更届	(圧縮分離施設の廃止)
平成24年	2月	24日	変更届	(役員の変更)
平成24年	4月	20日	変更届	(役員の変更)
平成24年	5月	7日	変更届	(保管場の変更)
平成24年	5月	11日	変更届	(役員の変更)
平成24年	10月	24日	変更届	(破砕1品目の削除、保管場の変更)
平成25年	3月	25日	変更許可	(破砕1品目の追加)
平成25年	4月	23日	変更届	(名称の変更、住所の変更、焼却による中間処理の廃止、保管施設の変更、役員の変更)
平成25年	5月	31日	変更届	(金属くず圧縮施設の一部廃止、保管場の変更)
平成25年	6月	25日	変更届	(保管場の変更)
平成25年	9月	26日	変更届	(廃プラスチック類の破砕施設の変更、保管場の変更)
平成26年	1月	6日	変更許可	(破砕1品目の追加、保管場の変更)
平成26年	2月	26日	変更届	(住所の変更)
平成26年	2月	28日	変更届	(廃プラスチック類及び木くずの破砕施設の追加、保管場の変更)
平成26年	11月	28日	変更届	(廃プラスチック類及び木くずの破砕施設の一部廃止)
平成27年	2月	5日	更新許可	
平成28年	3月	25日	変更届	(代表者変更)
平成29年	1月	24日	変更届	(保管場の変更)
平成30年	4月	9日	変更届	(保管場の変更)
平成31年	2月	4日	変更届	(保管場の変更)
令和元年	11月	1日	変更届	(代表者変更)
令和2年	3月	19日	変更届	(金属くず圧縮施設の追加、保管場の変更)
令和2年	6月	24日	変更届	(金属くず圧縮施設の一部廃止、保管場の変更)
令和4年	2月	17日	更新許可	
令和5年	4月	24日	変更届	(代表者変更)
令和5年	5月	11日	変更許可	(分離による中間処理の追加、圧縮1品目の追加、保管場の変更)
令和7年	6月	19日	変更届	(保管場の変更)

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下余白

## 許可証別紙

## 1 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	処理能力 (設置年月日及び許可番号)	数量	設置場所
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	110 t/日 平成6年8月16日 設置 平成13年2月1日 みなし許可 (がれき類)	1	船橋市西浦 二丁目 26番1、 26番2、 26番4、 26番5、 26番6
廃プラスチック類及び金属くずの圧縮施設	金属くず 148 t/日 廃プラスチック類及び金属くず 37t/日 令和2年2月28日 設置	1	
廃プラスチック類及び木くずの破碎施設	金属くず 300t/日 廃プラスチック類 240t/日 木くず 300t/日 紙くず 204t/日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 300t/日 平成25年9月6日 第25-4-1-9号 (設置許可)	1	
廃プラスチック類及び木くずの破碎施設	金属くず 187t/日 廃プラスチック類 55t/日 木くず 88t/日 紙くず 44t/日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 165t/日 平成25年9月11日 第25-4-1-10号 (設置許可)	1	
廃プラスチック類及び金属くずの分離施設	4.8 t/日 令和5年3月31日 設置	1	
廃プラスチック類、金属くず、木くず、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管場	420 m <sup>2</sup> 390 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、金属くず、木くず、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の保管場	240 m <sup>2</sup> 240 m <sup>3</sup>	1	
破碎後がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管場	12 m <sup>2</sup> 24 m <sup>3</sup>	1	
破碎後がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管場	8 m <sup>2</sup> 8 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類の保管場	30 m <sup>2</sup> 30 m <sup>3</sup>	1	
圧縮後金属くずの保管場	54 m <sup>2</sup> 108 m <sup>3</sup>	1	
処理前 (選別後) 金属くずの保管場	140 m <sup>2</sup> 273 m <sup>3</sup>	1	
選別前廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、圧縮前金属くずの保管場	537 m <sup>2</sup> 1,074 m <sup>3</sup>	1	

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管場	381 m <sup>2</sup> 762 m <sup>3</sup>	1	船橋市西浦 二丁目 26番1、 26番2、 26番4、 26番5、 26番6
金属くずの保管場	1.7 m <sup>2</sup> 1.7 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の保管場	36 m <sup>2</sup> 52.5 m <sup>3</sup>	8	
廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管場	40 m <sup>2</sup> 40 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管場	18 m <sup>2</sup> 18 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管場	15.8 m <sup>2</sup> 48 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、金属くず、木くず、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の保管場	36 m <sup>2</sup> 52.5 m <sup>3</sup>	5	
(選別前) 廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずの保管場	325.16 m <sup>2</sup> 650.32 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずの保管場	104 m <sup>2</sup> 208 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずの保管場	72.5 m <sup>2</sup> 145 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、金属くずの保管場	15.5 m <sup>2</sup> 22 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずの保管場	72 m <sup>2</sup> 108 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずの保管場	33.6 m <sup>2</sup> 43.2 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずの保管場	16.8 m <sup>2</sup> 11.5 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類、金属くず、木くず、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の保管場	36 m <sup>2</sup> 52.5 m <sup>3</sup>	3	
廃プラスチック類、金属くず、木くず、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の保管場	162 m <sup>2</sup> 324 m <sup>3</sup>	1	



2 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の中間処理及び保管は、1に掲げる処理能力を超えて行わないこと。
- (2) 金属くず等(自動販売機等に類するもの及び金属くずを圧縮したもの)の保管場については、直立の状態で保管する場合は平積みに限り、それ以外の場合は保管場の下端から水平面に対する高さ50%勾配となる範囲内で保管し、最大高さは3メートルを超えないこと。

